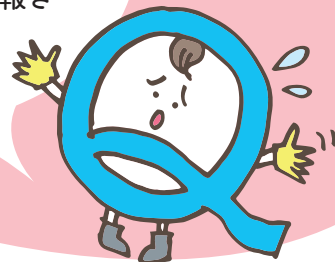




決められた場所以外の集積場に ごみを捨ててしまった場合は？

相談者の気持ち

大掃除で出た大量のごみを、決められたごみ集積場に持って行ったところ満杯だったため、やむを得ず近くのマンションのごみ集積場に捨ててしまいました。ところがマンションの管理人に見つかり、警察に通報されてしまいました。私はどんな罪に問われるのでしょうか？



萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



それほどの悪気があったとは思いませんが、やはりこれはまずいですね。

「^{およ}廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)という法律が

あり、その16条には、みだりに廃棄物を捨てる行為を禁止しています。一般に「不法投棄」と呼ばれています。

そして、これに違反した行為、すなわち、不法投棄について「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、または双方」が科されるという決まりになっています(同法25条)。

ところで、不法投棄というと、普通は「山や林の中に大量のごみを捨てる」とか「他人の家の敷地内に粗大ごみなどを勝手に投げ入れていった」などという例が思い浮かぶことと思います。

本件のように、自分が居住していないマンションのごみ集積場に捨ててしまった場合も、この廃棄物処理法にいう「みだりに廃棄物を捨てる」行為に当てはまるのでしょうか。

法律用語としての「みだりに」という言葉は、簡単にいえば「正当な理由がないのに」といった意味です。

そこで、考えてみると、それぞれのマンションのごみ集積場は、そのマンションの規模や入居者数に合わせてつくられていることが普通で

す。また、その管理費用などもマンション住民が負担しているはずですが、したがって、そこでは、住民以外の利用は想定されていません。仮に生ごみなど悪臭を放つものではないにしても、住民ではない他人がごみを捨てていく行為は許されないことです。こういう観点から、本件は「みだりに廃棄物を捨てた」と判断される可能性は高いと思われます。

また、「近くのマンション」とのことですが、こうしたマンションは入居している住民以外はしかるべき理由のある人しか入れないものと考えられています。そうすると、ごみの不法投棄の目的でマンション内に入ることは許されていないこととなります。

そこで、住居侵入罪(刑法130条)が成立する可能性もあります。住居侵入罪は、正当な理由がないのに、人の住居など(「人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船」)に侵入した場合に成立するからです。法定刑は3年以下の懲役または10万円以下の罰金です。

まあ、相談者のケースは、諸般の事情をみると、さほど悪質とは思えません(常習的でもないし、理由も、もともと決められた集積場へ持って行ったが満杯だったからという偶然的な事情)。それほど大ごとになるとは思えませんが、犯罪であるという自覚は必要なケースです。